介護保険　福祉用具における同一品目の複数貸与・購入の取扱いについて

令和７年８月

男鹿市市民福祉部介護サービス課

（１）同一品目の複数貸与・購入について

**同一品目の複数貸与**

「福祉用具における同一品目の複数貸与」については、利用者の自立支援を阻害するおそれがないか、住宅改修での対応の可否等、総合的な角度からアセスメントを行ったうえで、**真に必要な場合に限り居宅サービス計画書に位置付けてください。**また、サービス担当者会議の検討内容として、同一品目を複数貸与する必要性について記載してください。

●市への届出について

貸与の場合、届出の対象となる品目は次の３品目のみとなります。

□車いす　□歩行器　□補助歩行つえ

上記以外の品目で複数貸与を希望する場合は、男鹿市介護サービス課までお問い合せください。

●提出書類及び提出時期について

　　新たにサービス計画書に位置付けるときや、要介護（支援）認定の更新時に「福祉用具貸与　同一品目複数貸与理由書」を提出してください。

　　なお、継続して同一品目を複数貸与する場合は、**認定有効期間が切れる前に**提出してください。

**同一品目の複数購入**

「特定福祉用具における同一品目の複数購入」については、破損や介護の必要性が著しく高くなった等の特別な事情があるとき、市町村が必要と認める場合において対象となります。

また、選択制の導入により、一部の種目についてはその性質から複数個の利用が想定されるものがあり、それらについて特別な事情があって市町村が必要と認める場合においては複数個の購入が認められています。

　事前の届出なく複数個購入された場合は、全額自己負担となる場合がありますのでご注意ください。また、事前の届出があった場合も、必ずしも複数個の購入が認められるわけではありません。

●市への届出について

複数購入の場合は、すべての品目が届出の対象になります。

●提出書類及び提出時期について

必ず購入前に以下の書類を提出してください。

1. 福祉用具購入　同一品目複数購入理由書
2. 福祉用具のカタログ等の写し
3. スロープを購入の場合は、設置場所の写真

（２）結果通知

　　必要書類の提出後、男鹿市介護サービス課で審査します。結果の通知には１週間程度かかります。

（３）運用開始日

令和７年８月１日より運用します。

1. その他注意点

・貸与、購入いずれの場合も、**同一品目の福祉用具が複数個必要な理由、設置場所、必要個数が明確に分かるように理由書へ記載してください。**

・貸与の場合、有効期間は市が届出を承認した日からとなります。

**遡っての承認は出来ませんのでご留意願います。**

・市では、運営指導やケアプラン点検等にて随時運用状況の確認を行います。著しく

不正、悪質等と判断される場合は、介護保険法に基づく措置を検討することとなりますので、適切な運用を行ってください。